

随意契約締結情報

当社が令和 2 年 10 月に締結した 100 万円を超える契約のうち、
日本赤十字社会計規則第 36 条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。
※随意契約を行う際は、可能な限り 2 社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契 約 名 称	契 約 締 結 日	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	契 約 理 由
1	令和 2 年度日赤和歌山作成代	令和 2 年 10 月 22 日	ダイオープリンティング株式 会社	1,079,335 円	契約にかかる予定価格が 少額である場合